

援護の記録

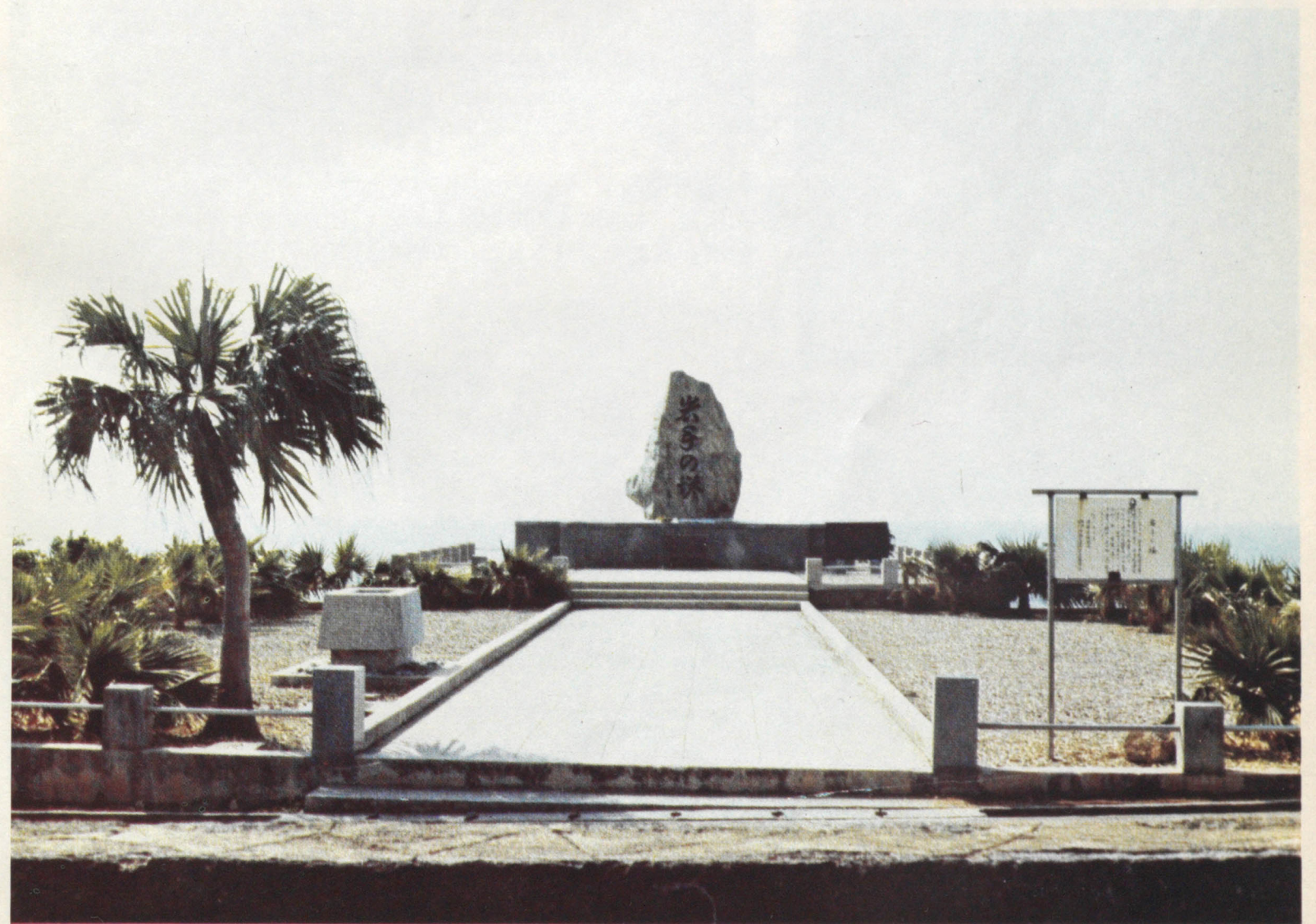
(岩手県戦後処理史)

昭和46年11月

岩 手 県



岩手護国神社 明治維新以来国事に殉ぜられた36,358柱が奉祀されている。



岩手の塔 今次大戦全域における本県出身軍人軍属の戦没者3万4,800余柱の慰霊のため、沖縄戦最後の決戦場である摩文仁ヶ丘に昭和41年10月建立された。



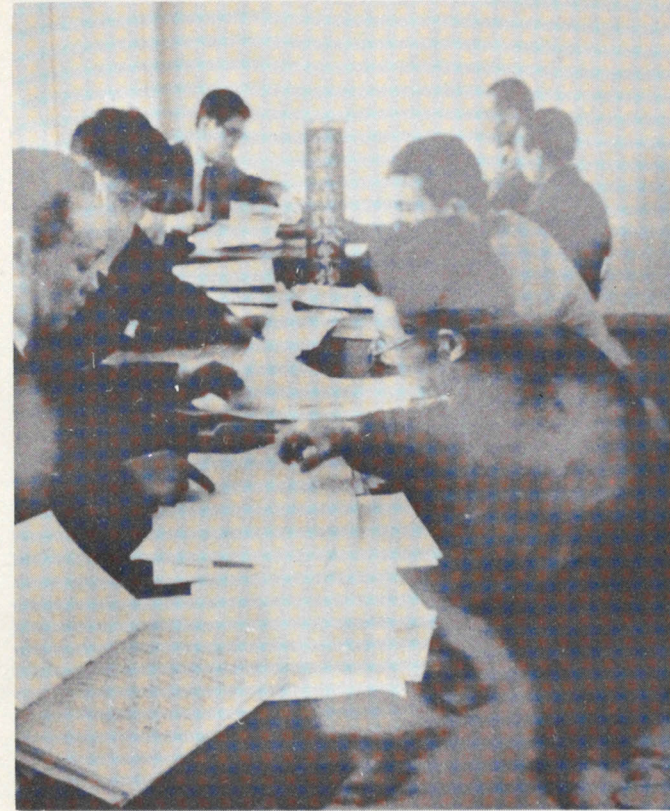
引揚 (錦県にて)
満州百萬余の同胞は葫
芦島で乗船した。
錦県はその集結基地
である。



引揚相談
未復員、未帰還者の問題解決のため引揚相談及び引揚問
題展が各地で開催された。(昭和26年盛岡市にて)



無縁故引揚
昭和22~23年樺太からの無縁故引揚者のため
盛岡市青山町旧兵舎を改造し入居した。(現在
は焼失または解体してほとんど残っていない)



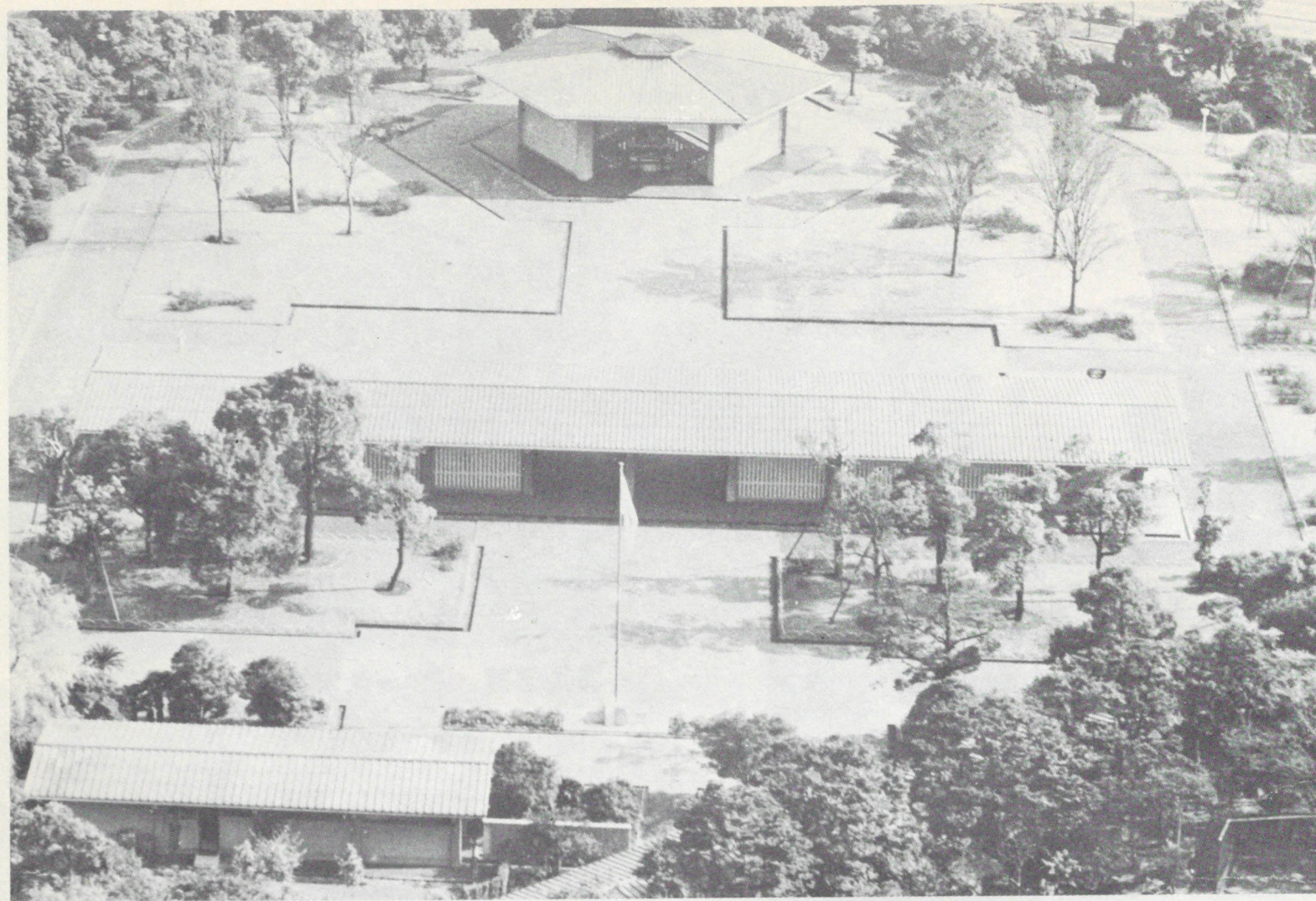
傷病恩給相談
戦傷病者の方に傷病恩給請求等相
談会が開かれている。



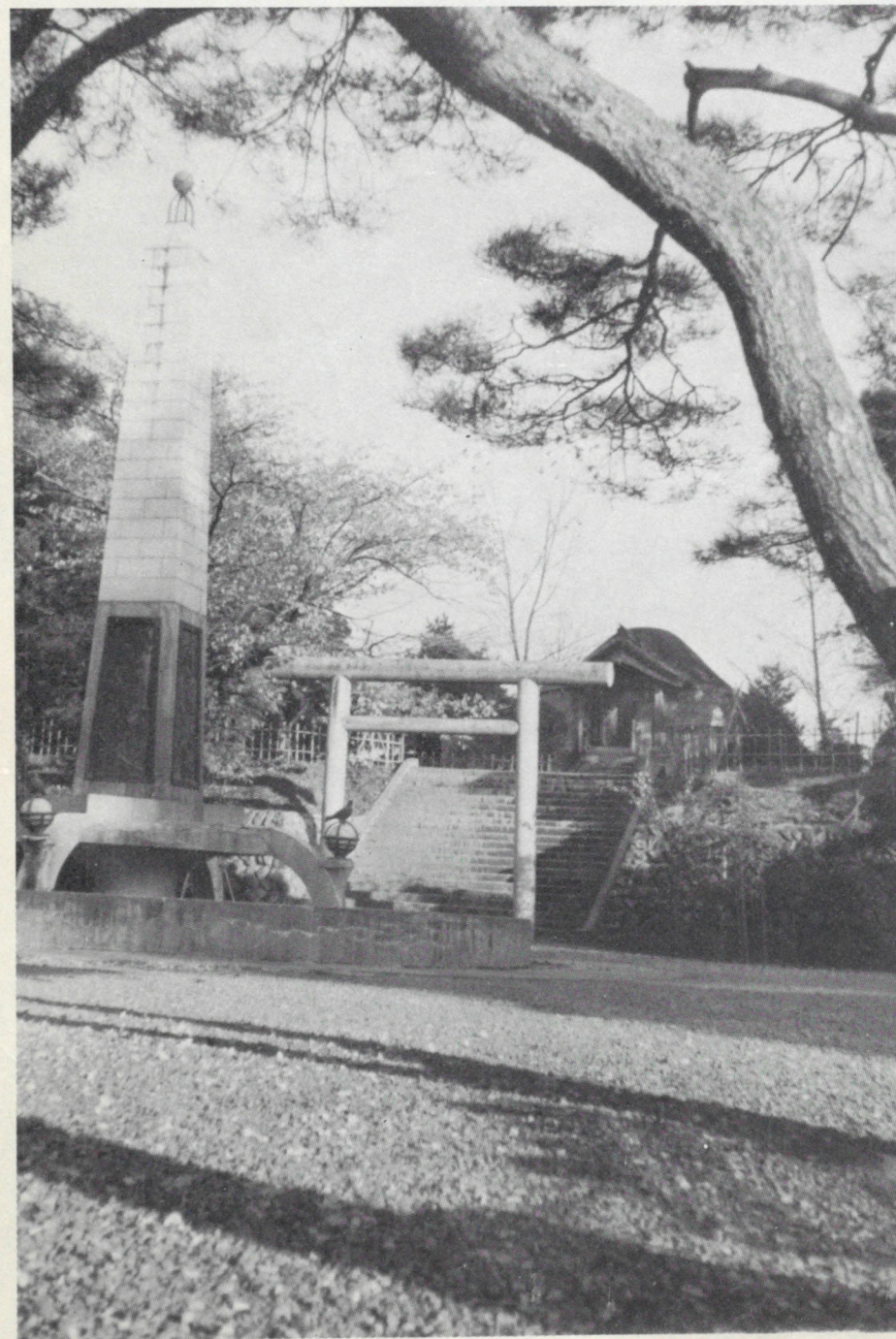
遺骨伝達 未帰還者で死亡が判明し公報が出
された方々のご遺族に対して遺骨
または靈柩が伝達されている。



戦没者追悼式 戦没者に追悼の誠を捧げ、ご冥福を祈るため岩
手県戦没者追悼式が毎年行なわれている。

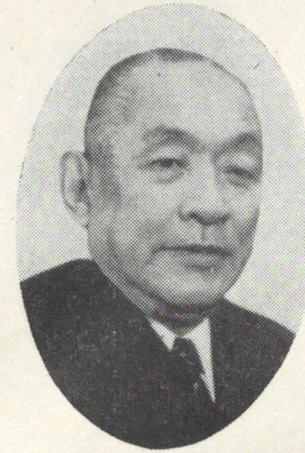


千鳥ヶ淵墓苑
政府派遣遺骨収集団等により持ち帰られた今次大戦における戦没者の遺骨が納骨されている。



平和塔
過去の戦役や事変に縦軍して戦没された方々の分骨や戦場から持帰った遺骨がまつられている。

巻頭のことば



岩手県知事

千田 正

昭和12年7月からの支那事変に続く大東亜戦争により、国民は物心両面にわたり大きな痛手をうけ、戦没者は全国で200万人余に及んでおり、岩手県におきましても3万8,000人余の尊い生命が失われております。

昭和20年8月15日終戦の詔書を拝してから早くも26年、4半世紀を経た今日、日本の国力は驚意的な発展を遂げ世界注視のまとなり、わが岩手県においても県勢の発展は目覚ましいものがあります。

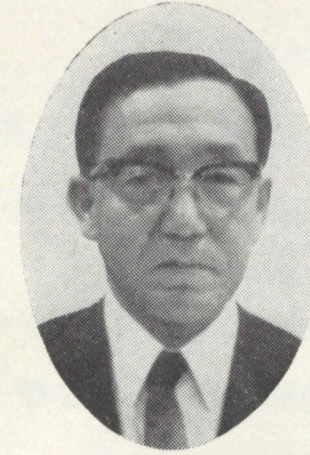
戦後26年、ともすれば、人々の心から戦争の傷あとがうすれ、当時の苦難を忘れがちであるとき、このような今日の平和と繁栄をもたらした蔭には、国難に殉じた諸英霊は勿論のこと、当時の多くの国民の犠牲によるものであったことを、我々は永久に忘却してはならないと存じます。

この援護の記録は、平和と繁栄への願いをこめ、戦争のもたらした痛手を数字的な面から「戦後処理史」としてとりまとめ、反省の資とするとともに、将来、このささやかな援護史が、いづらかでも県民の皆様理解され、価値づけられて、恒久平和への資料に役立てば幸いである。

戦争のもたらした被害はまことに悲惨なものであり、ふたたびあやまちを繰り返すことのないよう念願してやみません。

昭和46年11月

発刊のことば



岩手県厚生部長

菅原恒有

終戦以来すでに26年の歳月が過ぎました。無量の感慨をこめて、ここに、岩手県戦後処理史ともいべき「援護の記録」を編さんし、その足跡を集成することにいたしました。

今次大戦に岩手県からの延動員数はおよそ20万人を数えますが、3万8,000人という尊い戦死者を出し、その遺族の心情を思うときまことに痛恨に堪えません。

有史以来初めての敗戦というきびしい現実を前に、国民はなすすべを知らない悲しい虚脱状態でした。

この間、南海の果て、或は激戦の大陸から復員と邦人の引揚げが、各地域の困難な実情と闘いながら行なわれました。中には望郷の念にかられながら命運つきて万里の果てに倒れた方、或は不明の方々が多くありました。当時を偲んで感なきを得ません。県としても最善の方途を講じ、その受入れに万全を期して来ました。未帰還の方、傷痍軍人、遺族援護等今なお援護の仕事が続けられています。

この記録が、平和への道しるべとなり、今後の施策を進めるに当って、示唆になれば望外のよろこびです。

ここに関係者の方々の一層の理解とご協力をお願いする次第です。

昭和46年11月

目 次

	援護の記録発刊によせて(座談会).....	1
第1章	終 戦	
第1節	岩手県出身軍人軍属の部隊編入状況.....	12
1	兵 籍 簿.....	12
2	昭和20年3月1日現在臨時陸軍軍人軍属届における在隊者数.....	15
第2節	満洲開拓および青少年義勇隊.....	17
第2章	復員および一般邦人の引揚	
第1節	一般状況.....	19
第2節	軍人軍属復員状況.....	21
1	外地部隊.....	21
2	内地部隊.....	28
第3節	一般邦人の引揚.....	29
第3章	援護業務	
第1節	援護機構の変遷.....	36
1	盛岡聯隊区司令部.....	36
2	岩手地方世話部.....	36
3	岩手県教育民生部世話課.....	37
第2節	援護(援護法制定まで).....	41
1	渉外業務.....	41
2	法務関係者の援護.....	41
3	引揚援護.....	42
4	未帰還者の調査.....	45
5	戦死(病没)者の処遇.....	45
6	生還者の処遇.....	47
第3節	援護法等における援護の状況.....	47
1	戦傷病者戦没者遺族等援護法.....	47
2	恩給法(旧軍人軍属関係).....	53
3	未帰還者留守家族等援護法.....	61
4	旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律.....	63
5	引揚者給付金等支給法.....	64

● 6	未帰還者に関する特別措置法	68
7	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	72
8	戦傷病者特別援護法	74
9	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	77
10	戦没者の叙位叙勲	78
11	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	90
12	旧勲章年金受給者に関する特別措置法	91
13	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	92
● 14	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律	94
15	定例未伝達勲章の伝達	95

第4章 英霊の顕彰および慰霊

第1節	英霊の顕彰	99
● 1	靖国神社合祀	99
● 2	岩手護国神社合祀	101
第2節	慰 霊	102
● 1	全国戦没者追悼式	102
● 2	岩手県戦没者追悼式	102
● 3	市町村戦没者慰霊祭	103
● 4	千鳥ヶ淵戦没者墓苑	104
● 5	平和塔	106
● 6	岩手の塔	106
● 7	市町村忠魂碑、慰霊塔	107

第5章 援護諸団体の活動

1	岩手県遺族連合会	109
2	岩手県傷病軍人会	110
3	岩手県海外残留同胞引揚促進同盟と岩手県未帰還者留守家族同盟	113
4	岩手県軍恩連盟	116

資 料

第1	兵 籍 簿	118
第2	軍人軍属の陸海軍別復員者数	120
● 第3	引揚者数（引揚者特別交付金請求者）	122
● 第4	引揚方面別、年次別引揚定着者数	124
第5	陸海軍別、身分別死没者数	126
第6	陸海軍別、死没区分別死没者数	128

第7	死没地域別死没者数	130
第8	死亡時期別死没者数	132
第9	生年の時期（年齢）別死没者数	134
第10	年度別公報発令数	136
第11	弔慰金受付進達状況	138
第12	遺族年金、遺族給与金受付進達状況	140
第13	遺族一時金、障害年金（一時金）受付進達状況	142
第14	戦没者の妻、戦傷病者等の妻に対する特別給付金受付裁定状況	144
第15	戦没者等の遺族特別弔慰金、戦没者の 父母等に対する特別給付金受付裁定状況	146
第16	公務扶助料等年度別処理状況	148
第17	普通恩給（扶助料）、一時恩給（扶助料）、加算恩給（扶助料）処理状況	150
第18	傷病恩給（増加恩給、傷病年金）処理状況	152
第19	戦傷病者手帳交付状況	154
● 第20	引揚者給付金等受付認定状況	156
● 第21	引揚者特別交付金受付認定状況	158
第22	位階勲等別叙賜者数	160
第23	陸海軍別靖国神社合祀者数	164
	あとがき	165

援護の記録発刊によせて (座談会)

と き 昭和46年9月14日
と ころ 県庁会議室

出席者

新藤多喜男 岩手地方世話部文書課長，地方世話部長，世話課長を歴任，昭和30年9月退職（元陸軍大佐）
早坂 武 岩手地方世話部留守業務科長，世話課係長，課長補佐を歴任，昭和35年4月胆沢福祉事務所長に転出（元陸軍少佐）
渡辺 昌男 岩手地方世話部，世話課係長，課長補佐を歴任，昭和42年3月退職（元陸軍大尉）
熊谷三七三 岩手地方復員人事部，岩手地方世話部，世話課係長，課長補佐を歴任，昭和42年3月退職（元海軍少尉）
箱崎嘉一郎（司会） 援護課長
吉田 政蔵 援護課課長補佐 高藤 勇 援護課係長
及川 栄喜 援護課係長 小林 修二 //

司 会（箱崎） 本日は援護の記録を作成するにあたりまして，非常にお忙しいところお集りいただきありがとうございます。皆様は終戦後の岩手地方世話部時代から旧軍人軍属の世話業務を，また，戦傷病者戦没者遺族等援護法制定後は遺族援護に当られたかたがたですが，まず終戦直後の混迷した時代の業務推進状況等をお話いただければと存じます，よろしくお願ひします。

復員と未帰還者調査

新 藤 そうですね，苦労話からするものなんですが，仕事で一番苦労したのは，調査課の担当であった戦死者の認定ということでした。

熊 谷 未帰還者調査ですね。

新 藤 未帰還者の調査，サブタイトルは生死認定ということですが，これが非常に難儀した仕事だった。何か援護というと，援護法によってこれだけの金をやるんだとか，こういうことばかりでは世話課の実態にならない，それを援護の記録では取り上げてありますか。

吉 田 公報発令状況は年度別に書いてあります。

新 藤 その公報発令までの苦労なんだね，それが仕事の主体だったですよ早くいえば，そうですね，遺族にしてみれば自分が本当に遺族になったのか，帰ってくるのかというこの“あせり”が非常に強かった。これが何年続きましたか，今だにね，戦死と言われているけれども，いや息子は帰ってくるかも知れないと信じている人が，終戦後10年くらい非常に多かった。それを調査究明することに本当に苦労した。

司 会 皆さんは正規軍人であったわけですが，当時公職追放令があって，これに該当しておった